

高知市経営改善計画策定等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業・小規模企業の経営改善及び事業再生に係る取組を促進することにより、経営安定化を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的として、高知市経営改善計画策定等助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定支援機関 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第1項の規定により、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けたものをいう。
- (2) 認定経営革新等支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項の規定により、経営革新等支援業務を行う者として認定を受けたものをいう。
- (3) 早期経営改善計画 認定経営革新等支援機関が策定するビジネスモデル俯瞰図^{ふかんず}、資金実績・計画表、損益計画、アクションプラン等が記された計画をいう。
- (4) 経営改善計画 認定経営革新等支援機関が策定するビジネスモデル俯瞰図、会社概要表（株主、役員構成、役員等との資金貸借、沿革等）、資金繰実績表、経営改善計画に関する具体的施策及び実施時期、実施計画（アクションプラン）及びモニタリング計画、資産保全表、貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書等の計数計画、金融支援の依頼内容等が記された計画をいう。なお、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン〈第三部〉中小企業の事業再生等のための私的整理手続」に基づく計画策定支援の対象となる場合においては、当該ガイドラインで定める内容の計画とする。
- (5) プレ再生計画・再生計画 認定支援機関が実施する再生支援により策定する企業の概況、財務状況（資産・負債・純資産・損益）の推移、実態貸借対照表、経営が困難になった原因、事業再構築計画の具体的内容、今後の事業見通し、財務状況の今後の見通し、資金繰り計画、債務弁済計画、金融支援（リスケジュール、追加融資、債権放棄等）を要請する場合はその内容、保証人がいる場合はその資産と負債の状況（債権放棄等を要請する場合）等が記された計画をいう。

(助成対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 次のアからウのいずれかに該当する事業者であること。
 - ア 個人で、本市の住民基本台帳に記録されており、県内において事業を営む者。
 - イ 個人で、市外の住民基本台帳に記録されている者のうち、市内において事業を営む者。
 - ウ 法人で、市内において事業を営む者。

(3) 前条第3号から第5号までのいずれかの計画を策定した事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められる場合又は本市の市税を滞納している場合は、助成金の交付の対象としない。

(助成対象事業、助成対象経費、助成金額等)

第4条 助成対象事業は、第2条第3号から第5号までのいずれかの計画を策定する事業とする。

2 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率及び助成限度額は、別表に定めるとおりとする。

3 助成金額は、助成対象経費（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税の額を除く。）に助成率を乗じて得

た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）又は助成限度額のうちいずれか少ない方の額とし、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、第2条第3号から第5号のいずれかの計画の策定後6か月以内に高知市経営改善計画策定等助成金交付申請兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（助成金の交付決定及び助成金額の確定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、交付すべき助成金額を確定し、高知市経営改善計画策定等助成金交付決定兼助成金確定通知書（様式第2号）により、当該申請をした対象事業者に通知するとともに助成金を交付するものとし、適当でないとしたときは所定の助成金交付却下通知書により当該申請をした対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の助成金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、所定の交付決定取下承認通知書により当該届出をした助成事業者に通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第8条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の助成金交付決定取消通知書により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（調査等）

第10条 市長は、必要があると認めたときは、助成事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第11条 助成事業者は、助成金に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、その交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

別表（第4条関係）

助成対象経費	助成率	助成限度額
早期経営改善計画策定支援費用のうち、助成対象事業者が認定経営革新等支援機関に支払った額	3分の1	2万円
経営改善計画のDD・計画策定支援費用のうち、助成対象事業者が認定経営革新等支援機関に支払った額		10万円
プレ再生計画・再生計画の財務・事業DD，計画策定支援費用のうち、助成対象事業者が外部専門家（弁護士，公認会計士，税理士，中小企業診断士等）に支払った額		20万円